

●香川県告示第371号

卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）第9条第2項の規定により、香川県中部青果株式会社と株式会社丸亀花市場の合併を平成18年7月28日認可したことに伴い、開設者及び卸売業者の名称が変更したので、同条例第22条の規定により告示する。

平成20年8月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更後の開設者及び卸売業者			地方卸売市場の名称
名称	所在地	代表者職氏名	
香川県中部青果株式会社	丸亀市土器町北2丁目3番地	代表取締役 山地和明	丸亀花卉地方卸売市場